

三重県ひきこもり支援推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 三重県におけるひきこもり支援に関する施策を推進するため、「三重県ひきこもり支援推進委員会」（以下「委員会」とする。）を設置し、専門的かつ幅広い視点から助言や意見等を聴取することを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- （１）ひきこもり支援に特化した計画の策定等に関する事
- （２）上記（１）の計画の進行管理に関する事
- （３）ひきこもり支援に関する効果的な施策の企画等に関する事
- （４）その他ひきこもり支援の推進に必要な事項に関する事

（組織）

第3条 委員会には委員長を置くこととし、委員長は互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会に関する業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員会は、学識経験者や市町代表、社会福祉協議会、関係団体、三重県職員等から選任する委員で構成する。
- 4 委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとし、再任を妨げない。
なお、委員に欠員が生じた場合は、改めて委員を選任し、前任者の任期を引き継ぐこととする。

（会議）

第4条 会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（報償費等）

第5条 県は、委員会の委員に対し、報償費および旅費を支給することができる。

- 2 委員会の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費および旅費を支給することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、子ども・福祉部地域福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。